

平成10年 5月22日制定  
平成17年10月 1日改訂

社団法人高層住宅管理業協会  
役員報酬規程

(総則)

第1条 社団法人高層住宅管理業協会(以下「協会」という。)の常勤の役員に対する報酬に関する事項は、この規程の定めるところとする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、月俸、職務手当及び特別手当とする。

(月俸、職務手当及び特別手当)

第3条 常勤役員の月俸、職務手当及び特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める指定職俸給表の適用を受ける職員が受ける年間給与に準じて、協会の資産及び収支の状況並びに民間の支給状況等を勘案のうえ、次の各号に定める範囲内で理事長が定める。

- 一 専務理事 指定職俸給表 4号俸
- 二 理事 指定職俸給表 3号俸

(月報及び職務手当の支払方法)

第4条 常勤役員の月俸及び職務手当は、毎月支給する。

- 2 月俸及び職務手当は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の20日に支給する。
- 3 月俸及び職務手当支給日が日曜日、土曜日あるいは祭日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。
- 4 新たに常勤役員となった者には、その日から月俸及び職務手当を支給する。
- 5 常勤役員が離職したときは、その日までの月俸及び職務手当を支給する。
- 6 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の月俸及び職務手当の全額を支給する。

7 第4項及び第5項の規定により月俸及び職務手当を支給する場合にあっては、その月の現日数から日曜日、土曜日及び祭日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

8 月報及び職務手当は、法令等に基づきその常勤役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払うものとする。

(特別手当)

第5条 常勤役員の特別手当は、6月1日及び12月1日(以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれの日に在職する常勤役員に対し支給する。

2 常勤役員の特別手当は、基準日現在において常勤役員が受けるべき月俸及び職務手当の合計の100分の275を乗じて得た額とする。

3 特別手当は、法令等に基づきその常勤役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払うものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のための交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする常勤役員に対して月俸及び職務手当と併せて支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程に定めるところによる報酬計算において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は、1円として計算する。

附 則

この規程は、平成10年5月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年10月1日から施行する。